

掲示期間 4.1-4.10

新潟市水道局告示第15号

コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料等の収納事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成30年4月1日

新潟市水道事業管理者  
水道局長 井浦 正弘

委託事務の内容	収納事務受託者	
	住所	氏名
コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務	名古屋市中区 丸の内3丁目23番20号	株式会社 セディナ